事　務　連　絡
令和８年11月18日

各分娩機関管理者　殿

愛知県国民健康保険団体連合会

「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」の一部
改正に伴う出産育児一時金等に係る業務の対応等について

平素は、国民健康保険の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和８年10月20日付け厚生労働省保険局長通知（保発1020第54号）「「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」の一部改正について」（以下「厚労省通知」という。）により、出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の実施要綱における「異常分娩」という用語を「保険診療を伴う分娩」に、「正常分娩」という用語を「保険診療を伴わない分娩」にそれぞれ置き換えることとされたところです。

つきましては、これに伴う出産育児一時金等の業務処理における取扱いについて、下記のとおりといたしますので、ご承知おき願います。

記

1．用語の置き換えに伴う請求支払関係帳票の取扱い

厚労省通知により下表のとおり「正常分娩分」、「異常分娩分」及び「支払早期分」それぞれの用語を置き換えることとなりますが、これに伴う標準システムの改修が令和９年３月末を予定していることから、令和９年４月送付分の請求支払関係帳票から新用語を印字して送付することとします。

【用語の置き換え】

旧用語	新用語
正常分娩	保険診療を伴わない分娩
異常分娩	保険診療を伴う分娩
正常分娩分	保無１０日
異常分娩分	保診有り分
支払早期分	保無２５日

【修正対象の請求支払関係帳票】

帳票名
支払額通知書
支払額内訳書
返戻通知書
過誤調整結果通知書

2．用語の置き換えに伴う出産育児一時金請求用ソフトの取扱い

出産育児一時金請求用ソフトについても同様に、令和９年３月末に改修を予定しております。改修後は、分娩機関において出産育児一時金請求用ソフトの再インストールが必要となるため、各都道府県連合会より再インストールのお願いに係る通知を発出する予定としております。

なお、出産育児一時金請求用ソフトから出力される請求データに変更はないため、令和９年４月以降に再インストール前のソフトにて請求した場合も返戻することなく、従前どおり処理いたします。

3．業務処理における旧用語の取扱い

厚労省通知により下表のとおり「異常分娩」及び「正常分娩」それぞれの用語を置き換えることとなりますが、令和８年10月20日以降、分娩機関から受付時及び請求取下げ依頼時に提出される以下の帳票については、当分の間、旧用語を使用した帳票が提出された場合は、返戻することなく従前どおり処理いたします。

【分娩機関から提出される帳票】

帳票名
出産育児一時金等代理申請・受取請求書
出産育児一時金等請求取下げ依頼書

4．その他

前１、２及び３の取扱いについては、厚生労働省保険局と協議済みであることを申し添えます。

＜問い合わせ先＞
管理部保険者支援課　中島
電話番号：052-962-1384